

平成 18 年 4 月 27 日

MFJ 公認競技主催者及びエントラント 各位

(財) 日本モーターサイクルスポーツ協会
ロードレース委員会

「ロードレース競技規則 12. 出場車両の変更」の解釈について

本年度より、「ロードレース競技規則 12 出場車両の変更 (P80)」規則変更にもない、
出場車両の変更の期限を以下のとおり解釈します。

該当規則

- 12-2 公式予選開始から決勝レースのスタート進行開始までの間、マーキング部品（フレームボディ
およびエンジンまたはその両方）を交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部
品を提示および車検において保管されることを条件にマーキング部品の交換が認められる。
---- 以下 省略 ----

1) 「公式予選開始から決勝レースのスタート進行開始までの間」の解釈について

「スタート進行開始までの間」とは、「サイティングラップが終了されるまで」とし、上記「12-2」が
適用とします。

ただし、「マーキング部品の交換が認められる」とは、スタート進行を遅らせてでも、当該車両のコー
スインの権利を認めているものではない。また、マーキング部品の変更が認められるものは、同一型式
のものに限定される。

2) スタートディレイドの場合

出場車両は登録されたスペアマシンに変更できる。

3) 赤旗中断されたレースの再スタートの場合

3-1) 競技結果が 2 周以下の場合の再スタート

「23-1-2」により「新たにレースが行われる」ものとし、上記「12-2」が適用される。

3-2) 競技結果が 3 周以上 2/3 未満の場合の再スタート

登録されたスペアマシンに変更できる。

4) その他の理由でレースのやり直し（再レース）の場合

上記 3-1 と同様とする。

関連規則	付則 4. ロードレース競技規則	12	出場車両の変更	項 (p80)
		23	レースの一時停止 23-1-2	項 (p91)
		24	赤旗中断されたレースの再スタート	項 (p92)